

【会則】

第1条（定義・適用）

本会則は、すぼすた ちよだクラブ（以下、すぼすた という）の会員ならびに本会の入退会に関して適用されます。

第2条（目的）

すぼすたの運営は、会員が、すぼすたの利用を通じて、心身の健康維持増進・学習の向上を図ると共に、会員相互の親睦を図る事を目的とします。

第3条（管理運営）

すぼすたは、指定管理者ミズノグループ（以下、管理者という）が管理運営を行い、事務局を千代田区内神田2-1-8(千代田区立スポーツセンター)におきます。

第4条（会員制）

すぼすたは会員制であり、会員はすべて、すぼすたの会員区分のいずれかに登録され、本会則・細則・施設利用規則その他規則（以下、諸規則という）に基づいて利用できます。

第5条（入会資格）

すぼすたに入会できる方は、下記の各号に該当する方とします。

- ①本すぼすた会則及び施設利用約款を承認し、入会を希望する方。
- ②満年齢15歳以上（中学生は除く）
- ③医師から運動を禁止されていない方
- ④暴力団等反社会的行為を犯す恐れのある団体等に関係していない方
- ⑤その他、管理者が認める方。

第6条（入会手続）

すぼすたへの入会希望者は、本会則に同意のうえ、以下に定める手続を行わなければなりません。

- ①所定の申込書を提出し、管理者が入会を承諾した上で、会員区分に従って管理者の定める所定の費用等を管理者に支払うことをもって会員資格を取得します。
- ②未成年者の入会希望者は、前項①に加えて、所定の書類により親権者の同意を得ることを要します。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第7条（会費・料金等）

- ①会員は、管理者が定めた会費・登録料等（以下、料金等という）を管理者に支払わなければなりません。
- ②料金等の額、支払時期および支払方法は管理者が別に定めます。
- ③登録料は、入会時にこれを支払わなければなりません。登録料は理由の如何を問わずこれを返還しません。

第8条（料金等の変更）

管理者は、社会経済情勢の変動に応じて、本約款に基づいて会員が負担すべき料金等を変更することができます。

第9条（諸規則の遵守）

会員は、すぼすた施設を利用する場合、諸規則を守らなければなりません。

第10条（損害賠償責任免除）

すぼすたの諸施設の利用中に生じた会員の人的、物的事故については、管理者はその原因に責がある場合を除き、一切、損害賠償の責を負いません。

第11条（会員の損害賠償責任）

会員が、すぼすた利用中、自己の責に帰すべき事由により、管理者または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害賠償の責に任ずるものとします。

第12条（会員資格の相続・譲渡）

すぼすたの会員資格は、他に相続・譲渡することはできません。

第13条（変更・退会の場合）

- ①会員は、届出住所連絡先等、入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに管理者に届け出ることとします。
- ②会員が退会を希望する場合は、所定の届出用紙に記入のうえ、会員証を添えて、管理者に申し出るものとします。

第14条（会員資格喪失）

会員は次の各号のいずれかに該当する場合、その会員資格を喪失し会員としての如何なる権利をも喪失します。

- ①会員の都合により退会を申し出、管理者がこれを承認した場合
- ②次条により除名された場合
- ③会員本人が死亡した場合
- ④運営上やむを得ない事由により、すぼすたを解散した場合

第15条（会員除名・資格停止）

会員が次の各号の一つに該当する場合は、管理者は、その会員を除名あるいはその会員資格を停止することができます。

- ①会費等諸費用の支払いを怠った場合
- ②すぼすたの名誉を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があった場合
- ③故意にすぼすたの施設、設備を破損した場合
- ④諸規則に違反した場合
- ⑤すぼすた内において営利を目的とした商行為を行った場合
- ⑥違法行為あるいは社会道徳を著しく逸脱する行為があった場合

第16条（未払い金の請求）

管理者は、本約款による、すぼすた会員資格を喪失が終了した後も、料金等の未払い金を請求できます。

第17条（施設の閉鎖）

管理者は次の場合、施設を閉鎖することができます。

- ①天災・地変、その他の理由により施設の利用が不可能と認められるとき。
- ②運営上、重大な理由があるとき。

第18条（休業）

すぼすたは、定期休業、施設設備点検その他のやむを得ない事由により、休業することがあります。あらかじめ予定されている場合は、その旨を事前に館内に掲示します。会員は、この場合でも会費等諸費用の支払の免除を受けません。

第19条（ビジター）

会員以外の方（以下ビジターという）は教室及び講座内容により

有料での参加が可能です。

第20条（諸規則の改訂）

管理者が必要と認めた場合は、諸規則の改訂を行うことがあります。この場合、改訂した内容は会員すべてに及ぶものとします。

第21条（その他）

その他本約款に定めない事項が発生した時は、その都度管理者がこれを定めるものとします。

【細則】

第1条（会員証）

管理者は会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

- ①会員は、すぼすたを利用するときは会員証を提示しなければなりません。
- ②会員証は会員本人のみが使用でき、他の人に貸与あるいは譲渡することはできません。
- ③会員は、会員証を紛失した場合、速やかに会社に届出、再発行の手続きをとならなければなりません。（有料）

第2条（会員区分）

- ①会員は次のいずれかの区分に登録されます。
 1. 個人会員
 2. 法人会員
- ②会員の施設の利用範囲、条件については、管理者が定めた別表のとおりになります。

第3条（料金等）

- ①各会員は、別に定める料金システムに基づき、料金等を支払うものとします。
- ②個人会員は、施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により料金等を支払うものとします。

第4条（その他の特別料金）

- ①ロッカー鍵を紛失した場合は、紛失料として実費を支払うものとします。
- ②会員証を紛失した場合は、再発行手数料を支払うものとします。

第5条（退会時の払戻し）

会員が退会するときは、以下の場合に限り、会費の払戻しをします。

- ①個人・法人会員が退会する場合、契約締結の日から起算して8営業日を経過するまでの期間内は、納付された会費の全額を返還します。ただし、施設を利用した場合は期間割にて精算します。

【施設利用規則】

第1条（利用）

会員は、管理者の定める諸規則に従って施設を利用することができます。

第2条（会員の健康管理）

- ①健康アンケートの結果、運動の実施に問題があると管理者が判断した会員は、医療機関による健康診断書・運動許可書等の提出を受けるまで、すぼすたの利用を禁止させて頂くことがあります。
- ②会員は、運動実施前には、必ず自己健康チェックを行ってください。

第3条（施設内における厳守事項）

- ①利用施設内はすべて禁煙です。
- ②酒気を帯びた方の入場はお断りします。また、飲食については指定された場所のみ可能とします。
- ③上履きシューズにての利用となります。（一部下足可）
- ④施設内におけるビデオ撮影・写真撮影は原則としてお断りします。
- ⑤プール・スタジオ等で行う、教室及び講座は、プログラムの途中からの入室はできません。
- ⑥すぼすた利用時はスタッフの指示に従ってください。

第4条（貴重品の取り扱い）

- ①貴重品は各自で保管ください。
- ②施設内における紛失・盗難事故については管理者は一切責任を負いません。